

広島市 ZEH-M（ゼッチ・マンション）建築補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、エネルギー利用のスマート化を推進し、もって地球温暖化防止に資するため、集合住宅の建築に際し、住棟の評価として、第2条第1号に定める ZEH-M のうち、いずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得した建築主（以下「認証取得事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、建築に要する経費の一部についての補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ZEH-M 経済産業省所管の集合住宅における ZEH ロードマップフォローアップ委員会がとりまとめた「ZEHの定義（改訂版）〈集合住宅〉（平成31年3月）」に定義されている『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready 又は ZEH-M Oriented のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を、BELS により取得した集合住宅をいう。
- (2) BELS 「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）（以下「建築物省エネ法」という。）」33条の2の規定される建築物省エネルギー性能表示制度のうち、第三者（同法の登録建築物エネルギー消費性能判定機関等）が行う評価をいう。
- (3) 集合住宅 本市の区域内に存する分譲を目的とした共同住宅をいう。
- (4) 共同住宅 一つの建物が複数の住戸等により構成される住宅であって、各住戸が独立し、住戸内部で相互の行き来ができないものをいう。
- (5) 住戸 集合住宅の専ら住居の用に供される区画であって、居住者が専有し使用する区画をいう。
- (6) 住棟 集合住宅のうち、住宅用途に係る共用部を含む住宅部分であって、BELS による省エネルギー性能評価対象単位をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、広島市内において、第2条第1号に定める ZEH-M のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得した集合住宅の建築事業とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認証取得事業者であること。
- (2) 広島市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者に該当しない者とする。

- (1) 物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第

1 項各号（第 3 号を除く。）、第 6 条の 2 第 1 項又は第 6 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項（同要綱第 6 条の 3 第 1 項又は第 2 項の場合にあつては、同要綱第 6 条第 1 項第 1 号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他により、本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しない者

(2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第 2 条第 1 項又は第 3 条（広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成 16 年 12 月 1 日施行）第 12 条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しない者

(3) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は申請者の役員が同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(4) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者

(5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 なお、共同企業体の場合は、その全ての構成員が本条第 1 項及び第 2 項に定める要件を満たしている者とする。

（補助金の交付額）

第 5 条 補助金の交付額は、補助金の交付申請の対象となる集合住宅の戸数に、別表 1 に掲げる区分のうち、その集合住宅の BELS による省エネルギー性能評価に該当する区分の補助額を乗じた額とする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金を受けようとする集合住宅（以下「補助対象集合住宅」という。）ごとに、広島市 ZEH-M（ゼッチ・マンション）建築補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に、別表 2 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の受付）

第 7 条 市長は、別に定める申請受付期間内に、前条の規定による補助金の交付の申請を受け付けるものとする。

（交付の決定等）

第 8 条 市長は、受付を行った申請書及び別表 2 に掲げる書類を審査して、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、受付を行った申請全ての補助金交付申請額の合計が、予算額を超過する場合、市長が別に定める審査基準により申請内容を得点化による順位付けした上で、上位の申請者から予算額の範囲内で補助金の交付を決定する。

3 本条第 1 項及び第 2 項により補助金を交付すると決定したときは、広島市 ZEH-M（ゼッチ・マンション）建築補助金交付決定通知書（第 2 号様式。以下「通知書」という。）により、交付しないと決定

したときは、広島市 ZEH-M（ゼッチ・マンション）建築補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請を行った申請者に通知するものとする。

4 この要綱に基づく補助金の交付は、一つの補助対象集合住宅につき1回限りとする。

（変更の承認等）

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく広島市 ZEH-M（ゼッチ・マンション）建築補助金計画変更等承認申請書（第4号様式）に、別表2に掲げる書類のうち、当該変更に関するものを添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の承認又は不承認の決定をしたときは、遅滞なく、広島市 ZEH-M（ゼッチ・マンション）建築補助金計画変更等（承認・不承認）決定通知書（第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長が、前項の規定による広島市 ZEH-M（ゼッチ・マンション）建築補助金計画廃止承認を行った場合は、補助金の交付の決定は取り消されたものとみなす。

（補助対象事業の着工）

第10条 補助事業者は、通知書を受けた後、補助対象事業に着工しなければならない。

（補助対象事業の完了）

第11条 集合住宅の建築工事が完了し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の交付年月日を以て補助対象事業の完了日とする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了日から40日を経過する日又は別に定める日のいずれか早い日までに、広島市 ZEH-M（ゼッチ・マンション）建築補助金実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）に、別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業の期間が市の予算年度を超える場合は、各年度における実施状況について、広島市 ZEH-M（ゼッチ・マンション）建築補助金補助事業実施状況報告書（第7号様式）に、別表4に掲げる書類を添えて翌年度の4月10日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、実績報告書の提出があった場合には、当該報告に関する補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかの確認をするものとし、適合すると確認したときは、規則第16条の規定により交付すべき補助金交付金額を決定し、広島市 ZEH-M（ゼッチ・マンション）建築補助金交付金額確定通知書（第8号様式。以下「確定通知書」という。）により、当該

補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 確定通知書を受けた者は、遅滞なく広島市 ZEH-M (ゼッチ・マンション) 建築補助金交付請求書 (第9号様式) を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

2 前項の請求は、確定通知書を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、規則第9条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更したときは、広島市 ZEH-M (ゼッチ・マンション) 建築補助金交付決定 (取消・変更) 通知書 (第10号様式) により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、広島市 ZEH-M (ゼッチ・マンション) 建築補助金交付決定 (全部・一部) 取消通知書 (第11号様式) により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに関する部分について、既に補助金が交付されているときは、広島市 ZEH-M (ゼッチ・マンション) 建築補助金返還命令書 (第12号様式) により、期限を定めてその返還を求めるものとする。この場合において、当該返還を求める補助金に関する加算金及び延滞金の納付については、規則第20条の規定による。

(財産処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、この要綱により補助金の交付を受けて建築した補助対象集合住宅を、その建築目的に従って譲渡する場合を除き、補助対象事業完了の日から10年以内に、市長の承認を受けずに、取壊し、改造、譲渡等してはならない。

2 補助金の交付を受けた者は、その建築目的に従って譲渡する場合には、購入者に対し、建築には市の補助を一部受けていることを伝えるとともに、別表1に掲げる ZEH-M のいずれにも該当しなくなるような改造等を行わないよう要請するものとする。

(補助金の事務の委任)

第18条 申請者は、申請書等提出の手続 (以下「提出手続」という。) を第三者に委任することができる。

2 前項の提出手続を委任する場合、申請者は、第6条、第9条第1項、第12条第1項、第12条第2項及び第14条第1項に規定する申請の際に、必要事項を記入した申請書等を市長に提出しなければならない。

3 提出手続を委任された第三者 (以下「手続代行者」という。) は、提出手続を行うに当たっては、本要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

4 市長は、手続代行者が、委任された手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、

必要に応じて調査を実施し、不正が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、提出手続の代行を認めないことができる。

(協力の要請)

第19条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、次の各号に掲げる事項について、求めることができる。

- (1) 本市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力すること。
- (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(委任規定)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

住棟評価の区分	補助額
『ZEH-M』	2 5 万円／戸
Nearly ZEH-M	1 2 万円／戸
ZEH-M Ready	1 0 万円／戸
ZEH-M Oriented	5 万円／戸

別表 2 (第 6 条、第 8 条及び第 9 条関係)

申請書に添える必要書類		補足説明
1	BELS 評価書の写し	・住宅部（住宅用途にかかる共用部を含む）に関する住棟評価
2	上記 1 に係る評価申請書の写し	・申請に係る添付書類も提出すること。
3	建築確認済証の写し	・建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定によるもの
4	認証取得事業者の役員名簿 (第 1 号様式別紙 1)	・本要綱第 4 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に係る確認を目的として、警察当局に情報提供する。 ・認証取得事業者のものを提出すること。 ・共同企業体が認証取得事業者となる場合、全ての構成員について提出すること。
5	法人登記の現在事項全部証明書	
6	資金計画書 (第 1 号様式別紙 2)	
7	広島市税の納税証明書 (「市税について滞納がない旨」の証明)	・申請日前の 3 か月以内に交付されたもの
8	その他市長が必要と認める書類	

別表 3 (第 1 2 条関係)

実績報告書に添える書類		補足説明
1	検査済証の写し	・建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定するもの
2	二面以上の補助対象集合住宅の外観写真	
3	BELS 評価書を活用した営業広報物	・建築物省エネ法第33条の2第2項第2号に基づく省エネ性能表示様式を活用したもの
4	その他市長が必要と認める書類	

別表 4 (第 1 2 条関係)

補助事業実施状況報告書に添える書類		補足説明
1	当該年度の補助事業の実施内容がわかるもの	(例) ・最新の工程管理表 ・最新の建築工事現場の全体写真 ・各工程の代表的な作業状況写真 など
2	その他市長が必要と認める書類	